



令和3年6月11日
総合政策局
バリアフリー政策課

「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」 に関する大臣指示について

～全ての人と同じように便利に安心して利用できる公共交通機関を目指す取組を進めます～

本日、赤羽国土交通大臣から、「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する以下の4つの新たな取組について大臣指示がありました。

本日、障害の有無や特性にかかわらず、全ての人と同じように便利で安心な公共交通機関を利用できることを目指して、赤羽国土交通大臣から省内各局に対し、「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する大臣指示を行いました。

これは、従前から、障害当事者団体から継続的に要望がなされているものの、技術的課題の存在等により、一部事業者の対応に限られている先進的取組のうち、特に当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい取組について、行政側の強いリーダーシップの下、官民連携による課題解決等を図り全国展開等を目指していこうとするものです。

大臣指示の具体的な内容は以下のとおりです。

【取組項目】

- ① 障害者用ICカードの導入
- ② 特急車両における車椅子用フリースペースの導入
- ③ ウェブによる乗車船券等の予約・決済の実現（マイナポータルとの連携を含む）
- ④ 精神障害者割引の導入促進

【赤羽大臣指示内容】

- ①②については本取組の実現に向けた検討等を加速化し、着実な実現を目指すこと。
（特に、関東圏について、2022年度内の着実な導入を目指すこと）。
- ③④については本取組の具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始すること。

【添付資料】

- ・大臣指示
- ・「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」

■問い合わせ先

総合政策局 バリアフリー政策課 佐藤・小高・小成

代表：03-5253-8111（内線 25523・25517・25515） 直通：03-5253-8305 FAX：03-5253-1552